門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地との境界には、コンクリート杭が埋設される予定もしくは、埋設されておりますので、壊したりしないようにお願いいたします。

つきましては、この境界線上に、門・ブロック塀・万年塀・土留壁・駐車場の土間コンクリート・インターロッキング・階段などを作るときは、境界線より5センチメートル（但し隅切り部分は6．5センチメートル超）民地側となるように設置してください。

このことは、さいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。

図で示すと、次のようになりますので、御協力願います。
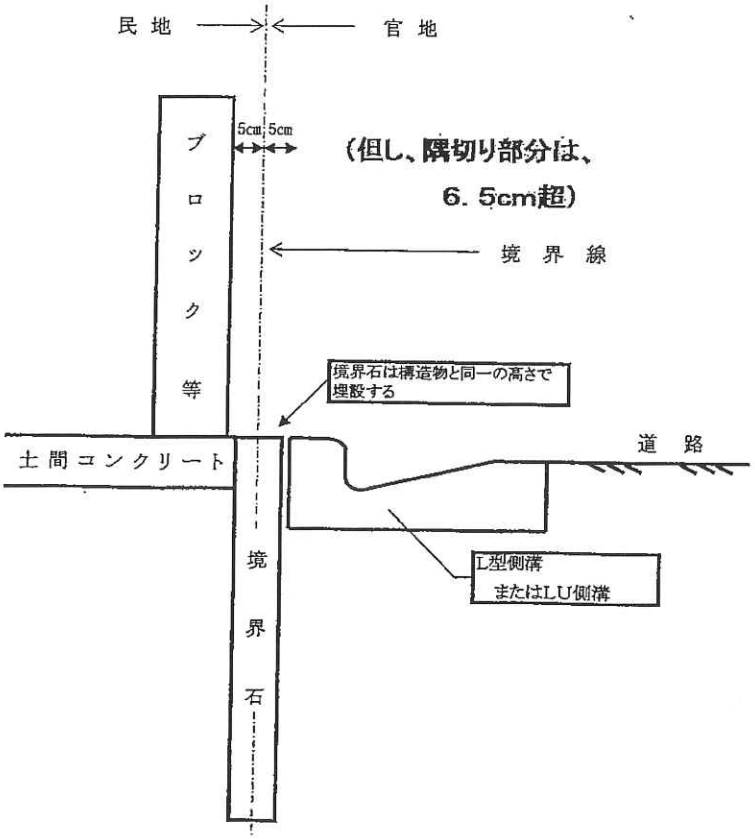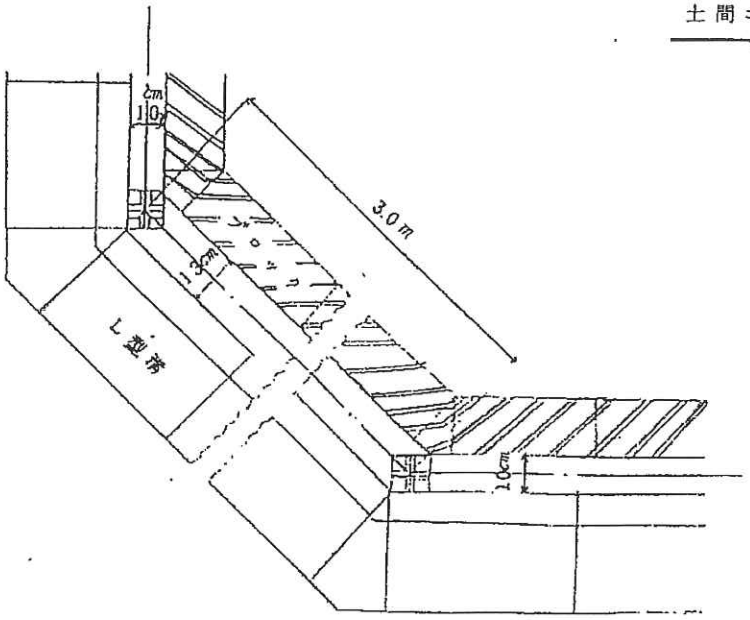
なお、門・塀・駐車場等を作る際は、土地区画整理法第76条申請が必要となります。